

奈良県告示第三百六十八号

昭和四十三年四月奈良県告示第六号で告示した奈良県桜井土木事務所に勤務する出納員の印は、平成二十七年一月十八日限り廃止する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾